

第1回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年5月9日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第1回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年5月9日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招 集 者 大網白里市長 金 坂 昌 典

4、出席委員（17名）

1番 八 角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員（なし）

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～10）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第5 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第6 大網白里市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第7 令和7年度最適化活動の目標設定等について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
（整理番号1）

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~9)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第1回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第1回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、吉原孝委員および齋藤勉委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～10）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は10件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号6の案件は、平賀久雄委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

また、整理番号7～10の案件は日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1～4の案件と関連があります。

つきましては、先行して議案第1号の整理番号1から5について、一括審議を行い、その後、整理番号6について、審議を行い、整理番号7から10は、議案第2号の整理番号1から4でそれぞれ一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページ中段上をご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字笹塚、地目 畑の2筆、合計面積760㎡を売買により所

有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページの1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

議案書の1ページ中段下をご覧ください。

次に、整理番号2、申請地は、大網字新宿後、地目 田の2筆、大網字稻荷前、地目 田の1筆、大網字東仙塚、地目 田及び畑の2筆、合計面積3,929㎡を、売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページの1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから10ページまでになります。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、桂山字向根、地目 田の3筆、桂山字助石、地目 田の1筆、桂山字川間、地目 田の1筆、桂山字北田、地目 田の1筆、桂山字南田、地目 田の1筆、合計面積4,977㎡を売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページの1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料11ページから22ページまでになります。

戻りまして、11ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号4、申請地は、四天木字神明、地目 田の2筆、四天木字宮脇、地目 田の7筆、合計面積14,734㎡を売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページの右側に記載している1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料23ページから32ページまでになります。

戻りまして、23ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号5、申請地は、永田字野中、地目 田の5筆、合計面積2,920㎡を売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は土地がまとまっていて耕作しやすいため、義務者は、体調が悪く耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページの一番下に記載している1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料33ページから36ページまでになります。

戻りまして、33ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

なお、整理番号1から5の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号整理番号1の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明の通りです。

調査には5月2日に、関本推進委員とで、権利者に会い話を伺いました。

申請内容に間違いのないことでした。

権利者は以前より申請地を借りて、いちごハウス栽培をしており、この申請地は自作地に隣接していて、利便性も良く耕作しやすいことから、売買の話が決まったそうです。

義務者には、電話にて話を聞きました。

子供たちも独立して、後を継がず、これから先、管理をし、耕作しないことから、長く耕作を

してもらうために、権利者と話し合い、お互い納得して決まったそうです。

申請に間違いないので、よろしくお願いしますということでした。

権利者と義務者は兄弟であり、問題はないと思います。

権利者は機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、三木年彦委員、お願いいたします。

○三木委員 はい、よろしくお願いいたします。議案第1号整理番号2の件ですが5月4日の日曜日に中村推進委員と、権利者と会って話を伺って参りました。

権利者は義務者と以前からの知り合いであり、数年前より申請地を借り受け耕作しておりましたが、義務者も高齢になり権利者に売買の相談をしたところ、合意したとのことでございました。

申請地は自宅近くでもあり、隣接する土地も所有しております。

耕作する上で利便性が増し良くなると思います。

さらに申請地は草刈もされ綺麗に管理されており田植えを終えたばかりでございました。

以上、特に問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号3について調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

今月5日、申請内容の確認及び現地確認を、鶴澤推進委員と2名で行いました。

義務者は遠方の方もおり、電話で確認いたしました。

理由は高齢及び遠方のため耕作できず、以前より耕作をお願いしていた権利者に相談し、今回の申請に至ったとのことで間違いはないということでした。

権利者も今回の申請は間違いはないということでした。

現地も管理されており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いします。

なお、持ち分の一番多い方が、全員の書類を預かって、今回の申請に至っております。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、八角功次委員、お願いいたします。

○八角委員 はい。議案第1号整理番号4の案件について、調査報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

5月3日に八角推進委員さんと圃場にて権利者、義務者とお会いしてお話を伺いました。

申請内容に間違いはないとのことでした。

現在は別の方が作付していますが、その方も高齢で面積を減らしているため、次に作付けをしてくれる方を探していたところでやってもいいという話があり、この際だから、売買の相談した結果、このような形になったという事です。

権利者は農機具も揃っており、やる気も見られました。

現在の作付け者にも話は通っており、何ら問題はないと思いますが、委員の皆様方の慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、高橋政人委員、お願いいたします。

○高橋委員 はい。それでは議案第1号整理番号5について、調査報告を申し上げます。

内容としましては事務局の説明のとおりでございます。

5月6日に齊藤推進委員さんと、権利者宅に伺いましてお話を聞いてきました。

義務者には電話にてお話を伺いました。

義務者は農業を営んでおりましたが、体調不良で耕作できなくなったそうで、居住している住居とあわせ、隣接する農地についても、権利者へ購入できないか相談したそうです。

権利者は土地もまとまっていることから、耕作するのに都合が良いため、購入することにしたそうです。

申請地は、現在、地域の担い手により綺麗に耕作されており、引き続き作業を委託して、耕作するとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いございませんということで、何ら問題はないと思いますが、委員の皆様方の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定をいたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定をいたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定をいたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定をいたします。

○議長 続きまして、整理番号6の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、平賀久雄委員は、ここで退室をお願いいたします。

(平賀久雄委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第1号、整理番号6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページ中段上をご覧ください。

次に、整理番号6、申請地は、金谷郷字殿谷、地目 田の6筆、合計面積4,436㎡について、賃借権を設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

権利者は、令和7年1月17日設立した新規の農事組合法人であります。

申請理由は、権利者は法人の所在地近隣に農地を借用し効率的な営農を行うため、義務者は、設立法人へ農地を集積するとともに、法人の役員として耕作するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面5ページに記載している1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料37ページから50ページまでになります。

37ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われる。

なお、整理番号6の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号6の案件につきましては、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 はい。それでは、議案第1号整理番号6について調査報告いたします。

内容は、事務局説明の通りです。

5月4日に平賀雅美推進委員と借受人と待ち合わせし、貸付人宅に訪問して話を伺いましたところ、借受人、貸付人、双方とも申請内容に間違いのないことでした。

借受人は、今回、農業法人を立ち上げ、近隣の農地を借りて、効率的な営農を行う予定だそうです。

また、貸付人は、この法人の役員にもなっており、一緒に耕作していくそうです。

特に問題はないかと思われますが、慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号6について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号6に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、平賀久雄委員を入室させてください。

(平賀久雄委員入室)

◎議案第2号 (整理番号1～4)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

整理番号1でございますが、議案第1号、整理番号7の案件と関連がありますので、一括して、説明させていただきます。

整理番号1、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の2筆、合計面積1,817㎡の一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.35㎡でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページ左側の1-7、2-1と示した箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用することができるために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱78本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、51ページから65ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、4ページ下段をご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号7の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により農地法第5条の一時転用と併せ、設定することが必要となりました。

このことから、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の426.4㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料51ページから65ページまでになります。

次に、整理番号2、でございますが、議案第1号、整理番号8の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書の7ページ下段をご覧ください。

整理番号2、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の1筆、面積1,371㎡の一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.378㎡でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページ左側の1-8、2-2と示した箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用することができるために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱84本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、66ページから80ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、5ページ上段をご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号8の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、議案第1号整理番号7と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

本案件についても、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の412㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料66ページから80ページまでになります。

議案書の8ページ上段をご覧ください。

次に、整理番号3でございますが、議案第1号、整理番号9の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号3、申請地は、永田字北中原、地目 畑の1筆、面積1,990㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.334㎡でございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページ右側の1-9、2-3と示した箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱54本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、81ページから96ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76mmの支柱を3.5mまたは3.6mの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりま

せん。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、5ページ下段をご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号9の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、議案第1号整理番号7と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

本案件についても、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の356㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料81ページから96ページまでになります。

議案書に戻りまして、8ページ下段をご覧ください。

次に、整理番号4でございますが、議案第1号、整理番号10の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号4、申請地は、永田字耕地、地目 畑の1筆、面積203㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.153㎡でございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページ左側の1-10、2-4と示した箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱14本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、97ページから111ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76mmの支柱を3.5mまたは3.6mの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農

業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書にもどりまして、6ページをご覧ください。

続いて関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号10の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、議案第1号整理番号7と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

本案件についても、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の79㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料97ページから111ページになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1から2、議案第1号、整理番号7から8の案件につきましては、一括して、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号7から8、関連のある議案第2号、整理番号1、整理番号2について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

5月5日に申請地にて、板倉委員、片岡推進委員と私で、権利者、義務者、同一の方ですが、調査を行いました。

議案1号については、区分地上権設定、議案第2号については、使用貸借権の設定でございます。

更新案件であり、申請地を見ますと、しっかり管理されておりました。

栽培計画にあります、サツマイモの作付け準備に取りかかっている状態でした。

今後、植え付けし、11月に収穫との計画で、収穫したサツマイモは全量専門業者に無選別で販売するそうです。

収穫量も見込みの80%を超えていると伺いました。

今回の申請について、間違いないと回答いただいております。

作付け、また、圃場管理も良好で問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、議案第2号、整理番号3から4、議案第1号、整理番号9から10の案件につきましては、一括して、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 議案第1号、整理番号9から10、議案第2号、整理番号3から4は、関連しますので、一括して、調査報告します。

議案第1号、整理番号9の許可申請につきましては、パネル設置者と土地所有者が異なるため、支柱に関わる一時転用とパネルの区分地上権を設定するものであります。

議案第2号、整理番号3から4の許可申請につきましては、申請地の一部に賃借権を設定し、パネルの支柱部分を一時転用するものです。

5月3日に、大野農業委員、今井推進委員と私で、あと、義務者で現地調査いたしました。

義務者は更新に間違いありませんということです。

権利者の代理人である営農者に確認したところ、申請のとおり間違いのないことです。

パネルの下に植えられていたブルーベリーは、雑草が茂りほとんど見えない状態でありましたので、営農者に確認したところ、今月中に刈り取るとのことでした。

さらに、肥料を施して、栽培するとのことでした。

以上が調査結果であります。

皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から4及び議案第1号、整理番号7から10について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から4及び議案第1号、整理番号7から10に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

- 議長 議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号7について、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号、整理番号2及び議案第1号、整理番号8について、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号、整理番号3及び議案第1号、整理番号9について、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号9は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号9は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号、整理番号4及び議案第1号、整理番号10について、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号10は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、議案第1号、整理番号10は、原案のとおり許可とすることに決定いたします。

- 議長 よって、議案第2号、整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（整理番号1～4）

- 議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号13の案件は、今関喜明委員が、整理番号14の案件は、高橋政人委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

事務局から議案第3号、整理番号1から12について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定」により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の10ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

農地中間管理機構に権利の設定を受ける者は13人、農地中間管理機構に権利の設定をする者は13人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が56筆で、面積64112.91㎡、畑が18筆で、面積12,859㎡、田と畑の合計面積は、76971.91㎡でございます。

次に、議案書の11、12ページをご覧ください。

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が14件でございます。

整理番号1から14の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定をする者と権利の設定を受ける者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、永田、畑が10筆、5,248㎡、10年、金納、10a当たり、10,000円、新規。

整理番号2、永田、田が5筆、畑が5筆で、合計1,799㎡、10年、無償（使用貸借）、新規。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号3、永田、田が16筆、10,736㎡、10年、物納、全面積で、コシヒカリ1等米、660kg、新規。

整理番号4、清名幸谷、田が1筆、1,117㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg、新規。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号5、木崎、田が3筆、7,211㎡、6年、金納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg相当額、新規。

整理番号6、下ヶ傍示及び細草、田が5筆、5,442㎡、10年、金納、10a当たり、コシヒカリ1等米、90kg相当額、新規。

整理番号7、九十根、田が4筆、9,135㎡、10年、金納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg相当額、新規。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

整理番号8、清水、田が2筆、1,089.91㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg、新規。

整理番号9、北今泉、田が6筆、6,920㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg、新規。

整理番号10、南今泉、田が4筆、7,076㎡、8年、金納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg相当額、新規。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

整理番号11、南今泉及び四天木、田が7筆、12,535㎡、10年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg、新規。

整理番号12、南今泉、畑が3筆、6,088㎡、10年、金納、10a当たり、10,000円、新規。

なお、整理番号1から12の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から3の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、調査結果を報告します。

整理番号1、2について、報告します。

理由としては、事務局説明のとおりです。

5月3日、今井推進委員とともに両者を交えて、現場で調査しました。

貸付人は、借受人と近隣の関係で田畑とも近く、非常にやりやすいとのことで、利便性はかなり高いと思われます。

貸付人は、病気で離農し、耕作してくれる人を探していたところ、たまたま今回にいました。

借受人は、認定新規就農者の方で、農業の経験が全くありませんので、いろいろ質問をしたところ、昨年1年間、農業関係の学校で学び、今年3月から11月までネギの栽培方法の塾としてネギ塾で技術を習得しています。

設備については、農機は全部リースで行うということです。

なお、施設は育苗ハウス、作業場は自宅に建設予定です。

圃場は、耕されておりましたが、何も栽培されておませんでした。

今年はソルゴーで、土壌改良するとのことです。

借受人はこれから、農業を勉強しながら、栽培するとのことでした。

意欲もありますので問題無いと思います。

皆様の慎重審議をお願いいたします。

整理番号3について報告します。

5月3日、私と今井推進委員で圃場を確認いたしました。

借受人は田植で、非常に忙しいとのことであり、電話で確認したところ、間違いのないとのことでした。

なお、周囲の田んぼも耕作しているため利便性が良いので、ここを耕作することになったということです。

借受人は認定農業者であり設備も十分整っていますので、問題無いと思います。

貸付人は、以前耕作してもらっていた人が高齢でできなくなったため、借受人を探していたところ、たまたま近隣農地で耕作していた借受人に委託したとのこと、問題はないと思いますので、皆様方の慎重審議をお願いいたします。

○議長 はいご苦勞さまでした。

次に整理番号4について、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 整理番号4、これ、以前から、借りていて、利用権設定がしてあったんですが、今回千葉県園芸協会に変わるっていうことだったので、ここに、新しく出てきました。

5月6日に富永推進委員と、借受人宅に伺い、話をしてきました。

そしたら、今までどおり、作ってくれていうことだったので、このまま申請を出したということでした。

貸出人は、電話にて確認しましたら、今までどおりやってもらいたいっていうことだったので、何も問題はないと思いますが、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号5について、高橋政人委員、お願いいたします。

○議長 それでは議案第3号整理番号5の調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明の通りです。

5月6日、齋藤推進員さんと、借受人宅に伺いお話を聞いてきました。

貸付人には電話にてお話を伺いました。

借受人の話によりますと、整理番号5の農地は長年にわたり耕作しており、利用権設定の期限を迎えたため、制度変更により新たに申請するとのことでした。

貸付人借受人お2人ともこの申請に間違いなく、これから先も耕作をお願いしたいということでした。

借受人は意欲的な認定農業者です。機械もそろっており、何ら問題はないと思いますが、委員の皆様方の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6から8について、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第3号整理番号6から8について一括して調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明の通りです。

整理番号6、整理番号8については利用権設定期間満了による申請で5月2日に片岡推進委員とともに電話にて、貸付人、借受人に調査を行い、今回の申請について間違いなく、引き続き作付けを行えるようお願いいたしますと回答いただいております。

また、整理番号7についても、5月2日に片岡委員とともに、借受人、貸付人、に電話にて調査を行いました。

申請について間違いなく、以前より作付けを行ってもらっていたことのこと、今回もよろしくお願いしますとのことでした。

以上、整理番号6から8について問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号9から12について、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは整理番号9について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は5月2日、加藤岡推進委員と調査いたしました。

借受人、貸付人とも電話での確認でした。

今回の申請に双方とも間違いのないとすることで、今回の申請は、利用権設定の更新にあたり、新たに今回の設定に、なるということで、そのための申請であったということで、特に問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いします。

整理番号10について報告いたします。

理由としては事務局説明のとおりです。

調査は5月2日に、調査いたしました。

借受人、貸付人とも電話での確認で、申請に間違いのないとすることでした。

今回の申請は、申請地は今までも耕作していたのですが、土地の所有者が変わったことで、新たに申請したとのことでした。

特に問題ないと思いますが皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

新整理番号11について、こちらも5月2日に加藤岡推進員さんと調査し、貸付人、借受人とも電話での調査です。

双方とも今回の申請に間違いのないとすることでした。

こちら申請が更新にあたりましたので、それに伴い、新しい制度による申請に至ったとのことです。

特に問題ないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく願います。

続きまして、整理番号12について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

調査は5月2日に調査いたしました。

借受人、貸付人とも、今回の申請に間違いのないことでした。

こちら申請は、利用権設定の更新に伴うもので、今回新たな中間管理機構への申請ということで、あります。

特に問題ないと思いますが皆様の慎重なる審議をよろしく願います。

以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより、整理番号1から12について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたら願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないので、これにて整理番号1から12に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から12について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から12について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から12の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

○議長 続きまして、整理番号13の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、今関喜明委員は、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員退出)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号13について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号13の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定を受ける者と権利の設定をする者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号13、永田、田が1筆、110㎡、5年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60kg、新規。

なお、整理番号13の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 整理番号13の件ですが、事務局の説明とおりです。

それで、5月7日に電話にて確認しました。

今、これも、利用権設定の満了に伴う申請なので、今までどおり耕作してくださいということでした。

特に問題はないと思いますが、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号13について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて整理番号13に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

○議長 議案第3号、整理番号13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員入室)

○議長 続きまして、整理番号14の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、高橋政人委員は、ここで退室をお願いいたします。

(高橋政人委員退出)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号14について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号14の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価

の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定を受ける者と権利の設定をする者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号14、星谷、田が2筆、2,465 m²、6年、物納、10a当たり、コシヒカリ1等米、60 kg、新規。

なお、整理番号14の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 はい。それでは、整理番号14の調査報告をいたします。

5月7日斎藤推進委員と、借受人に話を伺って参りました。

貸付人は電話での確認です。

この案件は利用権設定期間の満了による申請で、前々から耕作をしている場所です。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより、整理番号14について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号14に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

○議長 議案第3号、整理番号14について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号14の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、高橋政人委員を入室させてください。

(高橋政人委員入室)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○内山委員 ここで、休憩を入れていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長 暫時休憩します。

(午後4時21分)

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時30分)

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号「大網白里市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題とします。

事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の19ページをご覧ください。

本案は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地等の利用の最適化を推進するため、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものでございます。

はじめに、第1「基本的な考え方」では、「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられましたことにより、今後の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による、農地等の利用の効率化および高度化の促進を図るため、大網白里市の現状と課題、方向性、指針策定の趣旨などの基本的な考え方を記載したものでございます。

なお、この指針は、農業委員および農地利用最適化推進委員の改選期に併せまして、3年ごとに見直しを行うこととしており、単年度の具体的な活動につきましては、毎年度に策定する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとするものでございます。

議案書の20ページをご覧ください。

次に、第2「具体的な目標、推進方法および評価方法」でございます。

1「遊休農地の発生防止・解消について」の(1)遊休農地の解消目標では、現状の遊休農地面積16ha、遊休農地の割合0.68%に対しまして、3年後の目標を、遊休農地面積6.4ha、遊休農地の割合を0.27%に設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

議案書の21ページをご覧ください。

次に、2「担い手への農地利用の集積・集約化について」の(1)担い手への農地利用集積目標では、現状の集積面積606ha、集積率25.9%に対しまして、3年後の目標を、集積面積682ha、集積率29.1%に設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

議案書の22ページをご覧ください。

次に、3「新規参入の促進について」の(1)新規参入の促進目標では、現状の個人および法人における新規参入者数3人、新規参入者取得面積0.58haに対しまして、3年後の目標を、個人および法人における新規参入者数6人、新規参入者取得面積19.5haに設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第4号「大網白里市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

○議長 それでは、議案第4号、「大網白里市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、「大網白里市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号「令和7年度最適化活動の目標設定等」についてを議題とします。

事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

本案は、令和4年2月に農林水産省 経営局長から、毎年度策定する旨の通知がありました「最適化活動の目標の設定等」でございます。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならないと規定されておりますことから、目標設定等の公表にあたり、農業委員会の意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目Ⅰの「農業委員会の状況」でございます。

1、農業委員会の現在の体制及び2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、25ページをご覧ください。

大項目Ⅱの「最適化活動の目標」でございます。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題では、現状といたしましては、管内の農地面積2,340haに対しまして、前年度末までの集積面積606haであり、集積率は25.9%でございます。

課題といたしましては、担い手のいない農家や、高齢で従事できない農家の農地を集積することが必要としております。

②目標では、本県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に合わせ、令和10年度に集積率60%を目標としており、今年度の新規集積面積を25.4haとしております。

(2)遊休農地の解消、①現状及び課題では、現状といたしましては、1号遊休農地面積は16haであり、内訳としましては緑区分が2ha、黄区分が14haでございます。
課題といたしましては、遊休農地の状況や所有者等の意向を踏まえ、担い手への集積等を推進していく必要があるとしております。

②目標のb、黄区分の遊休農地の解消では、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は24.2haであり、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針といたしましては、市農業振興課等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行うとともに、基盤整備事業の予定や利用意向調査の結果等の情報共有を図り、遊休農地の解消のための工程表の策定を検討するとしております。

次に、26ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進、①現状及び課題では、現状といたしましては、令和4年度から令和6年度までの新規参入者は、議案書に記載のとおりでございます。

課題といたしましては、関係機関と連携を図り、認定志向農業者を確保するとしております。

②目標、権利移動面積では、令和4年度から令和6年度までの実績及び平均は、議案書に記載のとおりでございます。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、6.5haとしております。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数を1ヶ月当たり、6日以上といたしました。

(2)活動強化月間の設定目標では、活動強化月間の設定回数は3回といたしました。

なお、取組内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標では、新規参入相談会への参加回数は1回といたしました。

開催時期などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第5号「令和7年度最適化活動の目標設定等」について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第5号「令和7年度最適化活動の目標設定等」について、に対する質疑を終結いたします。

○議長 それでは、議案第4号、「令和7年度最適化活動の目標設定等」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第5号、「令和7年度最適化活動の目標設定等」は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第9、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第10、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、を一括して議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

議案書28ページをご覧ください。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書の記載のとおりであり売買による所有権移転を予定していることによる賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の29ページから33ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については、9件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであ

り、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第8から日程第10の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 事務局。

○事務局 それでは事務局より6点ほど、連絡事項とさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、大網白里市農業振興地域整備計画の変更についてということで、昨年度、農地部会及び総会において協議いただきました、南横川の救護施設用地及び細草の太陽光発電事業用地について、令和7年4月17日付けで、農振除外が、完了した旨通知がありましたのでご報告させていただきます。

次に2点目。大網白里市農業委員会名簿及び農地利用最適化推進名簿をお手元に配布させていただいております。名簿には、住所、電話番号など個人情報が多く含まれておりますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

次に3点目でございます。農地部会、農政部会名簿でございます。

先日の役員会でご承認をいただきましたので、名簿の方を配布させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に4点目、新任農業委員等研修会のお知らせでございます。日程につきましては、7月28日月曜日に新任農業委員等研修会が八千代市で開催されます。農地利用最適化推進委員を経ずに、農業委員に任命された方、及び推進委員に、新たに任命された方を対象に研修会に参加したいと考えておりますので、出席の方よろしくようお願いいたします。

なお、当日の詳細につきましては、決定次第、対象の委員さんに個別に連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に5点目でございます。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの身分証

明書を配布させていただきました。こちらの方は任期中、この身分証明書が必要となります。

農業委員手帳のサイズとなっておりますので、手帳の方へ挟んでの保管を、お願いしたいと思います。

最後6点目でございます。総会時のお茶についてでございます。先日の役員会で、今後につきましては、総会時に、特にお茶の用意はしないということで決定いたしました。本日はお茶の方を配布させていただいておりますが、来月以降の総会等につきましては、必要な方は、ご自身でお持ちいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 他にございませんか。

◎閉 会

○議長 他にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第1回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 吉原 孝

署名委員 齋藤 勉